

記入例

簡易な所得額の申立書（申請者本人用）

【公的年金受給者用】

- ・ 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親分）申請書」及び「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」と一緒にご提出ください。
- ・ 「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の要件を満たし、所得基準額（F）を下回る場合には支給の対象となります。

各項目を確認いただき、氏名をご記入ください

- ・ 本給付金の申請要件に該当しています。
- ・ 年間所得額（E3）が所得基準額（F）を下回っています。
- ・ 控除額が分かる書類（帳簿など）を提出しています。
- ・ 本申立の内容に相違ありません。

太枠の中が記入箇所です！

①～⑨の順番に

沿って進めてください！

①

令和 5年 8月 10日

申立人氏名

霞 太郎

所得で申し立てしたい方と申請者本人の関係性であてはまるものにチェックしてください。

本人

「簡易な収入額の申立書」において算出した年間収入額（E）のうち、控除できる金額をご記入ください。（下記の項目以外の控除額は記載不要です。）

項目		金額（単位：円）			注意事項
		万 千 百 十 一			
A2	養育費			0	養育費の20%の金額をご記入ください。 1円未満の端数は、四捨五入してください。
B2	給与収入	給与収入の額(B)	控除額		給与収入の額(B)を左の表にあてはめて、該当する控除額をご記入ください。 例 Bの額が3,000,000円の場合 1. 1,800,001以上3,600,000以下の区分です。 2. この区分の控除額はB×0.3+180,000です。 3. 計算すると3,000,000×0.3+180,000より1,080,000となります。
		以上	以下		
		0	650,000	B	
		650,001	1,625,000	650,000	
		1,625,001	1,800,000	B×0.4	
				1 0 8 0 0 0 0 0	
C2	事業収入又は不動産収入			0	令和3年中の事業収入又は不動産収入に係る経費をご記入ください。帳簿もしくは確定申告書などの経費が分かる書類をご提出ください。
D2	年金収入	年金収入の額(ア)	控除額		年金収入の額(ア)を左の表にあてはめてください。 65歳以上の場合は右の表になります。 一律で80,000円となります。
		以上	以下		
		0	1,300,000	700,000	
		1,300,001	4,100,000	ア×0.25 +375,000	
				7 5 0 0 0 0 0	
X	社会保険料の相当額			8 0 0 0 0	
Y	その他の控除額			0	課税証明書などで、以下の控除等がある場合にその合計額を記入してください。 ・ 雑損控除及び医療費控除 ・ 小規模企業共済等掛金控除 ・ 障害者控除及び特別障害者控除 ・ 勤労学生控除 ・ 雑損失の繰越控除

E	令和3年1月～令和3年12月の年間収入の合計額	4 3 1 6 6 4 0	簡易な収入額の申立書から転記してください。
E2	控除額の合計	1 9 1 0 0 0 0	(A2+B2+C2+D2+X+Y)により算出してください。

(裏面に続きます)

E3	年間所得額	④	2,406,640	表面
F	所得基準額	⑨	2,830,000	下に

E3 > Fとなる場合には、
給付金は支給されません。

○所得基準額を算出します

申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）、または養っている親族以外の児童（令和3年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名を、簡易な収入額の申立書と同様にご記入ください。

番号	フリガナ 氏名	生年月日	令和3年12月31日 時点の年齢	該当する場合は△または○を記入		職員記入欄	
				16歳以上23歳未満 の親族（△）	70歳以上の親族・ 配偶者（○）	△	○
1	カスミ イチロウ 霞 一郎	平成15年9月1日	18歳	△			
2	カスミ ハナコ 霞 花子	平成17年8月1日	15歳				
3							
4							
5							

上記で記入した人数を
チェックした上で、
あてはまる基本基準額を
エの欄に転記してください。

△もしくは○ の合計数	1	0
係数	× 150,000円	× 100,000円
加算額	150,000	0

✓	人数	基本基準額
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
✓	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

ウ	加算額合計	150,000
エ	基本基準額	2,680,000
F	所得基準額 (ウ+エ)	2,830,000

単位：円

6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を
加算します。

Fの所得基準額を、上にあるF欄に転記してください

申請者が父母以外の養育者で、かつ以下のいずれかに該当する場合は所得基準額が変わりますので、こども福祉課
(047-712-8539)までご連絡ください。（異なる様式の所得基準額の算出票をお送りします）

- ・ 父が死亡または生死不明かつ母がない児童、もしくは母が死亡または生死不明かつ父がない児童
- ・ 母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- ・ 父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童